

社会福祉法人わかば会役員報酬規程

(平成29年5月20日 評議員会決定)

第1条 理事及び監事の役員が、評議員会及び理事会等の職務のため保育園等に招集等されたときは、日当として、8,400円の報酬を支給する。

第1条の2 理事長の報酬について、社会福祉法人わかば会職員給与規程の5級の給料を基準として報酬の月額とする。

- 2 5級1号を最低の報酬月額とし、理事会の決議により号俸を決定する。
- 3 職員給与の昇給に当たる報酬月額の決定は、理事会の決議をもって行う。
- 4 職員給与の手当に当たる役員報酬手当について、地域手当、通勤手当、扶養手当及び期末手当は支給することとし、それ以外の管理職手当、勤勉手当、超過勤務手当及び管理職休日出勤手当は支給しない。
- 5 理事長は、在職期間中、年を平均として、毎週4日以上、年に208日以上法人本部又は事業所等に勤務しなければならない。
- 6 理事長の報酬は、理事会の決議により、最大7割減額することができる。

第1条の3 業務執行理事の報酬について、社会福祉法人わかば会職員給与規程の4級の給料額を基準として報酬の月額とする。

- 2 4級1号を最低の報酬月額とし、理事会の決議により号俸を決定する。
- 3 職員給与の昇給に当たる報酬月額の決定は、理事会の決議をもって行う。
- 4 職員給与の手当に当たる役員報酬手当について、地域手当、通勤手当、扶養手当及び期末手当は支給することとし、それ以外の、管理職手当、勤勉手当、超過勤務手当及び管理職休日出勤手当は支給しない。
- 5 業務執行理事は、在職期間中、年を平均として、毎週4日以上、年に208日以上法人本部又は事業所等に勤務しなければならない。
- 6 業務執行理事の報酬は、理事会の決議により、最大7割減額することができる。

第2条 報酬の支給は、理事及び監事が理事会等に出席した都度、現金で支給する。

- 2 理事長及び業務執行理事の報酬は、原則として勤務した翌月25日に、まとめて、職員の例に準じて支給する。

第3条 役員には交通費等の費用を支給できる。

第4条 役員の報酬については、法令の定めるところにより公表しなければならない。

第5条 役員が職員であるときは、役員報酬は支給しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(略)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月1日から施行する。